

議案第25号

磐田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

磐田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月15日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

磐田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年磐田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「法第8条第24項」を「法第8条第25項」に改める。

第3条中「指定介護予防支援事業者」の前に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第4条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同項ただし書中「業務」を「職務」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予

防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第5条第2項中「あらかじめ」を「あらかじめ、利用者又はその家族に対し」に改め、同条第3項中「職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第37条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第11条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第12条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「指定介護予防支援事業者」の前に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同条第4号中「規定」の次に「(第34条第33号の規定を除く。)」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第25条第3項中「第34条第9号」を「第34条第11号」に改める。

第32条第2項第1号中「第34条第14号」を「第34条第16号」に

改め、同項第2号イ中「第34条第7号」を「第34条第9号」に改め、同号ウ中「第34条第9号」を「第34条第11号」に改め、同号エ中「第34条第16号に規定する」を「第34条第18号の規定による」に改め、同号オ中「第34条第17号」を「第34条第19号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第34条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第34条第3号及び第4号において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条中第30号を第32号とし、第23号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、同条第22号中「第24号」を「第26号」に改め、同号を同条第24号とし、同条中第21号を第23号とし、第20号を第22号とし、同条第19号中「第3号から第13号」を「第5号から第15号」に、「第14号」を「第16号」に改め、同号を同条第21号とし、同条第18号を同条第20号とし、同条第17号中「第14号」を「第16号」に、「よらなければ」を「より行わなければ」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接す

ることができる。

(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(4) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第34条中第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、第3号から第15号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条に次の1号を加える。

(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第37条第1項中「第36条」を「前条」に、「第34条第28号」を「第34条第30号」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の第24条第3項（第36条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「掲載しなければ」とあるのは、「掲載するよう努めなければ」とする。

磐田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設（<u>法第8条第24項</u>に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5～7 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 _____指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</p> <p>(追加)</p> <p>(管理者)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設（<u>法第8条第25項</u>に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5～7 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所_____</u>ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p>

現行	改正案
<p>第4条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所</u> <u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する</u> <u>管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。</u>ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の<u>業務</u>に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの<u>業務</u>に従事することができるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>	<p>第4条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）</u> <u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。</u>ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の<u>職務</u>に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの<u>職務</u>に従事することができるものとする。</p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。</u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、<u>介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）</u>を第1項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>4 <u>前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。</u>ただし、次に掲げる場合は、<u>この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u></p> <p>(2) <u>管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>
<p>第5条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、<u>あらかじめ</u> <u>、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）</u>が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、<u>あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）</u>が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、</p>

現行	改正案
<p>利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員_____</p> <p>_____の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u></p> <p>_____をもって調製するファイルに 第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5～8 略</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第11条 略</p> <p>(追加)</p>	<p>利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（<u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。</u>）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第37条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに 第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5～8 略</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第11条 略</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を</u></p>

現行	改正案
<p>(追加)</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条____の利用率の支払を受けた場合には、当該利用率の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 _____指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定_____を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>(掲示)</p> <p>第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>利用者から受けることができる。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用率の支払を受けた場合には、当該利用率の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定_(第34条第33号の規定を除く。)_を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>(掲示)</p> <p>第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_(以下この条において単に「重要事項」という。)_を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、重要事項_____を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p>

現行	改正案
<p>(追加)</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（<u>第34条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第34条第14号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>第34条第7号</u>に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ <u>第34条第9号</u>に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>エ <u>第34条第16号</u>に規定する<u>評価の結果の記録</u></p> <p>オ <u>第34条第17号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(追加)</p> <p>(3) <u>第16条</u>に規定する <u>市町村への通知に係る記録</u></p>	<p><u>3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(秘密保持)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（<u>第34条第11号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第34条第16号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>第34条第9号</u>に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ <u>第34条第11号</u>に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>エ <u>第34条第18号の規定による評価の結果の記録</u></p> <p>オ <u>第34条第19号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p><u>(3) 第34条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第34条第3号及び第4号において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 第16条の規定による市町村への通知に係る記録</u></p>

現行	改正案
<p>(4) 第28条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第29条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第34条 指定介護予防支援の具体的取扱方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(追加)</p>	<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第34条 指定介護予防支援の具体的取扱方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>
<p>(追加)</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p>	<p>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p>

現行	改正案
<p>(17) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければ ならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>イ 利用者の居宅を訪問しない月 _____ においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サ</p>	<p>(19) 担当職員は、第16号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回 _____、利用者に面接すること。</p> <p>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</p> <p>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</p> <p>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <p>a 利用者の心身の状況が安定していること。</p> <p>b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</p> <p>c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</p> <p>ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サ</p>

現行	改正案
<p>ービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p>	<p>ービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p>
<p>ウ 略</p>	<p>オ 略</p>
<p>(18) 略</p>	<p>(20) 略</p>
<p>(19) 第3号から第13号までの規定は、<u>第14号</u>に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。</p>	<p>(21) <u>第5号から第15号</u>までの規定は、<u>第16号</u>に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。</p>
<p>(20) 略</p>	<p>(22) 略</p>
<p>(21) 略</p>	<p>(23) 略</p>
<p>(22) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護（法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）、介護予防通所リハビリテーション（同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び<u>第24号</u>において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。</p>	<p>(24) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護（法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）、介護予防通所リハビリテーション（同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び<u>第26号</u>において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。</p>
<p>(23) 略</p>	<p>(25) 略</p>
<p>(24) 略</p>	<p>(26) 略</p>
<p>(25) 略</p>	<p>(27) 略</p>
<p>(26) 略</p>	<p>(28) 略</p>
<p>(27) 略</p>	<p>(29) 略</p>
<p>(28) 略</p>	<p>(30) 略</p>
<p>(29) 略</p>	<p>(31) 略</p>
<p>(30) 略</p>	<p>(32) 略</p>
<p>(追加)</p>	<p>(33) <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u></p>

現行	改正案
<p>(電磁的記録等)</p> <p>第37条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第8条(第36条において準用する場合を含む。))及び第34条第28号(第36条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(電磁的記録等)</p> <p>第37条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第8条(前条において準用する場合を含む。))及び第34条第30号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録_____により行うことができる。</p> <p>2 略</p>

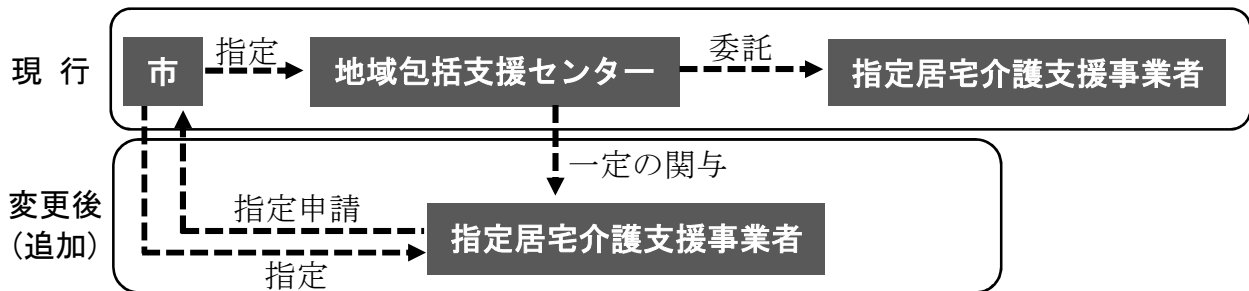
磐田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要について

(健康福祉部高齢者支援課)

地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務が増大していることから、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図ることを目的に、介護保険法の一部が改正された。この法律改正に伴い、国の省令が改正されたため所要の改正を行う。

1 条例改正に影響する法律の主な改正点

地域包括支援センターに加えて、指定居宅介護支援事業者(ケアプランを作成する事業所)も指定介護予防支援事業者(現在は地域包括支援センターのみ)の指定申請を行うことが出来る。



2 条例の主な改正内容

■人員に関する基準

【従業者の員数】(追加) 指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

【管理者】(追加) 管理者は主任介護支援専門員でなければならない。

■運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

【電磁的記録】(変更) 特定の記録媒体を指定した規定を、人の知覚によって認識することができない方式で作られる電磁的記録媒体とする。

【利用料の受領】(追加) 通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問し指定介護予防支援を行う場合は、交通費の支払いを利用者から受けることができる。

【重要事項の掲示】(追加) 運営規程の概要、職員の勤務体制など利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

【指定介護予防支援の具体的取扱方針】(追加)

○利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には記録を義務付ける。

○利用者との面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこととされているが、一定の条件のもとで、情報通信機器を活用することができる。

■令和6年4月1日施行予定